

道の駅「三方五湖」の清掃及び保守点検等業務仕様書

1. 委託業務箇所

(1) 所在地 若狭町鳥浜第122号31番地1

(2) 名称 道の駅「三方五湖」

若狭町道路情報発信センター（現 若狭町観光案内センター）

木造鉄板葺平屋建て（建築面積 205.07 m²）

- ・道路情報コーナー（無料休憩コーナー含む。）
- ・公衆トイレ（男性 小4器・大2器、女性 大6器、身障者用大1器）
- ・駐車場（面積 2,207 m² 普通車:44台うち身障者用:3台、大型車7台）
- ・緑地等（面積 820 m²）
- ・その他道路情報発信センターに必要な施設（備品含む。）

*別紙「若狭町道路情報発信センター配置図」参照。

2. 委託業務内容

①道の駅の保守点検及び清掃管理等

- ・施設及び各設備、備品等の保守点検。
- ・清掃、衛生（ゴミ処理）、除草、剪定、除雪（重機等貸与しない）等、美観の維持。
※特にトイレ清掃については、良識的な清掃管理を大原則とし、常に良好な状態の維持に努め、状況によっては、予定外の時間であっても特別に清掃を実施

②道の駅の利用状況の把握及び報告

道の駅の利用状況を把握し、毎月10日までに若狭町に報告する。

③道の駅駅長業務

道の駅「三方五湖」の駅長を務め、常に良好な状態で施設を維持管理し、誠実かつ健全な運営に努める。

④道の駅の保守点検、清掃管理に係る業務日誌の作成

施設等の保守点検、清掃管理に係る業務日誌を作成し、この写しを半期毎の委託業務完了時に若狭町に通知する業務完了届とあわせて提出する。

⑤その他町長が必要と認めた業務

3. 器材等に係る費用負担

業務の実施に要する費用については、すべて受託者の負担とする。ただし、次に示す器材等については、若狭町の負担とする。

①トイレ用品

②電球

③清掃作業等に使用する消耗資器材

④施設の軽微な損傷の補修

※老朽化補修及び大規模補修は福井県と若狭町の協議による。

4. 契約金額の支払方法

受託者は、毎年度、当該年度分の契約金として上半期分は9月末に、下半期分は3月末に若狭町に請求し、若狭町はその請求を受理した日から30日以内に受託者の指定する金融機関に振り込むものとする。